

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号）第 5 条第 3 号の規定により、北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業に関する実施方針について公表する。

平成 16 年 4 月 1 日

国立大学法人北海道大学

**北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟
改修施設整備等事業の実施に関する方針**

平成16年4月1日

国立大学法人北海道大学

目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 1. 特定事業の選定に関する事項 | 1 |
| (1) 事業内容に関する事項 | 1 |
| 1) 事業名称 | 1 |
| 2) 事業に供される公共施設の種類 | 1 |
| 3) 公共施設の管理者の名称 | 1 |
| 4) 事業目的 | 1 |
| 5) 事業の範囲 | 1 |
| 6) 選定事業者の収入 | 2 |
| 7) 事業方式 | 2 |
| 8) 事業期間 | 2 |
| 9) 事業スケジュール(予定) | 3 |
| 10) 事業に必要とされる根拠法令等 | 3 |
| 11) 実施方針の変更 | 3 |
| (2) 特定事業の選定方法等に関する事項 | 4 |
| 1) 選定方法 | 4 |
| 2) 選定基準・手順 | 4 |
| 3) 選定結果の公表方法 | 4 |
| 2. 事業者の募集及び選定に関する事項 | 4 |
| (1) 事業者選定の方法 | 4 |
| (2) 選定の手順及びスケジュール(予定) | 5 |
| (3) 応募手続き等 | 6 |
| 1) 実施方針の公表及び説明会 | 6 |
| 2) 現地見学会 | 6 |
| 3) 実施方針に関する質問受付、質問に対する質問回答公表 | 7 |
| 4) 実施方針に対する意見受付、意見等に対するヒアリング | 7 |
| 5) 特定事業の選定 | 8 |
| 6) 入札公告及び入札説明書等の公表 | 8 |
| 7) 入札説明書等に関する質問受付、質問に対する回答公表 | 8 |
| 8) 参加表明、競争参加資格確認申請の受付、競争参加資格確認通知の発送 | 8 |
| 9) 提案書の受付 | 8 |
| 10) 落札者の選定 | 8 |
| 11) 基本協定の締結 | 8 |
| 12) 選定事業者の公示、選定事業者との契約の締結 | 9 |
| (4) 応募者の備えるべき参加資格要件 | 9 |
| 1) 応募者の参加要件等 | 9 |
| 2) 応募者の構成員等の資格等要件 | 10 |
| 3) 競争参加資格確認基準日 | 12 |
| (5) 審査及び選定に関する事項 | 12 |
| 1) 審査に関する基本的な考え方 | 12 |
| 2) 審査手順に関する事項 | 12 |
| (6) 審査結果及び評価の公表方法 | 12 |
| (7) 提出書類の取扱い | 13 |
| 1) 著作権 | 13 |
| 2) 特許権等 | 13 |

| | |
|---|----|
| (8)特別目的会社の設立等 | 13 |
| 3. 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 13 |
| (1)予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担 | 13 |
| 1) 責任分担の考え方 | 13 |
| 2) 予想されるリスクと責任分担 | 14 |
| (2)提供されるサービス水準 | 14 |
| (3)選定事業者の責任の履行に関する事項 | 14 |
| (4)本学による事業の実施状況の監視 | 14 |
| 1) モニタリングの実施 | 14 |
| 2) モニタリングの時期 | 14 |
| 3) モニタリングの方法 | 15 |
| 4) モニタリングの費用の負担 | 15 |
| 5) 事業者に対する支払額の減額等 | 15 |
| 4. 立地並びに規模及び配置に関する事項 | 15 |
| (1)施設の立地条件 | 15 |
| 1) 地区地番 | 15 |
| 2) 敷地面積 | 16 |
| 3) 地域・地区等 | 16 |
| (2)施設の規模等 | 16 |
| 1) 施設機能 | 16 |
| 2) 施設規模 | 16 |
| 3) 諸室概要（現在のもの） | 16 |
| 4) その他 | 17 |
| (3)土地の取得等に関する事項 | 17 |
| 5. 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 17 |
| 6. 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 | 17 |
| (1)選定事業者に債務不履行の懸念が生じた場合 | 17 |
| (2)その他の事由により事業の継続が困難となった場合 | 18 |
| (3)金融機関（金融機関団）と本学との協議 | 18 |
| 7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項 | 18 |
| (1)法制上及び税制上の措置に関する事項 | 18 |
| (2)財政上及び金融上の支援に関する事項 | 18 |
| (3)その他の支援に関する事項 | 18 |
| 8. その他特定事業の実施に関し必要な事項 | 19 |
| (1)情報公開及び情報提供 | 19 |
| (2)入札に伴う費用負担 | 19 |

添付資料

添付資料 1 リスク分担表

添付資料 2 現況図（概要版）

様式

様式 1 実施方針説明会兼現地見学会参加申込書

様式 2 実施方針に関する質問書

様式 3 実施方針に関する意見書

国立大学法人北海道大学（以下「本学」という。）は、北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的活用を図るため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号改正平成 13 年法律第 151 号、以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することを予定している。

この実施に関する方針は、PFI 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）の選定を行うにあたって、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成 12 年 3 月 13 日総理府告示第 11 号。）」「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」（平成 13 年 1 月 22 日）等に則り、本事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）として定めるものである。

1. 特定事業の選定に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

1) 事業名称

北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業

2) 事業に供される公共施設の種類

教育研究施設（北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟（以下「本施設」という。））

3) 公共施設の管理者の名称

国立大学法人北海道大学

4) 事業目的

本事業は、大学院重点化に伴う少人数教育の実施、大学院レベルにおける生涯教育や国際教育の拡大、プロジェクト研究の増加等による既存施設の狭隘化への対応、複数の分野に共通の研究設備を共同利用することによる施設の集約化・効率化並びにフレキシブルな共同利用形態を可能とする施設の整備等を目的とする。

なお、本事業は、財政負担の縮減並びに民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI 法に基づき、効率的かつ効果的に本施設の設計・改修・維持管理を行う。

5) 事業の範囲

本事業は、PFI 法に基づき、選定事業者が本施設を改修するために設計・施工し、建物等の維持管理業務を遂行することを事業の範囲とする。

なお、本施設の管理運営及び本施設内で行われる教育・研究業務については、本学が行う。

選定事業者が行う主な事業内容は、以下のとおりとする。

なお、本施設の一部は、建築後約 70 年を経過し、歴史性を有しており、その部分の修復や保存方法等のほか、その他詳細については、今後別途公表する要求水準書を参照すること。

ア 施設整備業務

施設整備に係る実施設計及びその関連業務

施設整備に係る改修工事及びその関連業務

工事監理業務

改修工事及びその関連業務に伴う各種申請等の業務

イ 維持管理業務

建物保守管理業務（建物小修繕などの点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）

建築設備保守管理業務（高圧受電設備の点検業務、昇降機設備保全業務、消防設備総合点検などの設備運転・監視・点検・保守・修繕・更新その他の一切の保守管理業務を含む。）

外構施設保守管理業務（点検・保守・修繕・更新その他一切の保守管理業務を含む。）

清掃業務（建築物内部、外部及びガラス等清掃業務）

警備業務（建物内、建物周辺）

6) 選定事業者の収入

本学は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、本施設の施設整備及び維持管理に係る費用については、事業期間中及び事業期間終了後に予め定める額を、事業契約に基づき選定事業者に支払う。

なお、支払方法については、入札説明書及び事業契約書（案）にて提示する。

7) 事業方式

選定事業者は、PFI 法に基づき、自らの提案をもとに本施設の設計・改修を行った後、事業契約書等に示される内容の業務を行う方式（いわゆる RO（Rehabilitate Operate）方式）により実施する。

8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から平成 31 年 3 月末までの期間とする。

9) 事業スケジュール(予定)

| | | | |
|----------|------------------------------|--------------|----------------|
| ア 設計期間 | 平成 17 年 4 月 ~ (選定事業者の提案等による) | | |
| イ 改修期間 | 第 1 期工事部分 | 平成 17 年 12 月 | ~ 平成 18 年 3 月末 |
| | 第 2 期工事部分 | 平成 18 年 5 月 | ~ 平成 18 年 9 月末 |
| | 第 3 期工事部分 | 平成 18 年 11 月 | ~ 平成 19 年 3 月末 |
| | 第 4 期工事部分 | 平成 19 年 5 月 | ~ 平成 19 年 9 月末 |
| | 第 5 期工事部分 | 平成 19 年 11 月 | ~ 平成 20 年 3 月末 |
| | 第 6 期工事部分 | 平成 20 年 5 月 | ~ 平成 20 年 9 月末 |
| ウ 供用開始 | 第 1 期工事部分 | 平成 18 年 5 月 | |
| | 第 2 期工事部分 | 平成 18 年 11 月 | |
| | 第 3 期工事部分 | 平成 19 年 5 月 | |
| | 第 4 期工事部分 | 平成 19 年 11 月 | |
| | 第 5 期工事部分 | 平成 20 年 5 月 | |
| | 第 6 期工事部分 | 平成 20 年 11 月 | |
| エ 維持管理期間 | 第 1 期工事部分 | 平成 18 年 05 月 | ~ 平成 31 年 3 月末 |
| | 第 2 期工事部分 | 平成 18 年 11 月 | ~ 平成 31 年 3 月末 |
| | 第 3 期工事部分 | 平成 19 年 5 月 | ~ 平成 31 年 3 月末 |
| | 第 4 期工事部分 | 平成 19 年 11 月 | ~ 平成 31 年 3 月末 |
| | 第 5 期工事部分 | 平成 20 年 5 月 | ~ 平成 31 年 3 月末 |
| | 第 6 期工事部分 | 平成 20 年 11 月 | ~ 平成 31 年 3 月末 |

上記スケジュールは、現時点においての予定であり、今後変更される場合がある。

なお、各工期の改修面積は、要求水準書(案)等において公表する。

10) 事業に必要とされる根拠法令等

ア 建築基準法

イ 都市計画法

ウ 消防法

エ その他関連法令等

上記に関するすべての関連施行令・規則等についても含むものとする。また、本事業を行うにあたり必要とされるその他の公共条例及び関連法令等についても遵守のこと。

11) 実施方針の変更

実施方針公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を次の方法その他適宜の方法により公表する。

- ・北海道大学施設部ホームページ

<http://www.hokudai.ac.jp/sisetu/index.html>

- ・掲示板

北海道大学 事務局 3階 施設部掲示板

札幌市北区北8条西5丁目

- ・文部科学省大臣官房文教企画部施設企画課契約情報室ホームページ

<http://sisetuweb1.mext.go.jp/mdbskn/frontsite/MF000.asp?BT=M>

本実施方針において、又は今後行う公表・公開等については、特に定めのあるもののほかは、同様の方法とする。

(2)特定事業の選定方法等に関する事項

1) 選定方法

本事業について、かかる業務の質が担保され、かつ公共サービスの向上が図られることを前提とした上で、従来型の手法により実施した場合に比べてPFI (Private Finance Initiative) の手法により実施することが財政資金の効率的・効果的活用が図られることが見込まれる場合に、特定事業として選定する。

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

ア コスト算出による定量的評価

イ 選定事業者に移転されるリスクの検討

ウ PFI 事業として実施することの定性的評価

エ 上記ア～ウを見込んだVFM (Value for Money) の検討による総合的評価

3) 選定結果の公表方法

前項の規定に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、VFM 評価を明らかにした上で、所定の方法により公表する。

2.事業者の募集及び選定に関する事項

(1)事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、総合評価方式一般競争入札を採用する予定である。

なお、本事業は、平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象であり、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）等に基づいて実施する。

(2)選定の手順及びスケジュール（予定）

選定にあたっての手順及びスケジュールは、下記のとおりである。

| 日 程（予定） | | 内 容 |
|----------|----------------------|---------------------------|
| 平成 16 年 | 4 月 1 日 | 実施方針（リスク分担表、現況図概要を含む。）の公表 |
| | 4 月 8 日 | 実施方針説明会及び現地見学会開催 |
| | 4 月 9 日 | 実施方針に関する質問受付 |
| | ～ 30 日 | |
| | 4 月 9 日 | 実施方針に関する意見受付 |
| | ～ 30 日 | |
| | 5 月 31 日 | 実施方針に関する質問に対する回答公表 |
| | 6 月 25 日 | 特定事業の選定結果の公表 |
| | 6 月 30 日 | 要求水準書（案）の公表 |
| | 7 月 1 日～9 日 | 要求水準書（案）に関する意見招請受付 |
| | 8 月 2 日 | 入札説明書等の公表 |
| | 8 月 6 日 | 入札説明書等に関する説明会 |
| | 8 月 23 日 | 現地見学会 |
| | 8 月 16 日 | 参加表明・競争参加資格確認申請の受付 |
| | 8 月 27 日 | 競争参加資格確認通知の発送 |
| | 8 月 16 日 | 入札説明書等に関する質問受付（第 1 回） |
| | ～ 31 日 | |
| | 9 月 30 日 | 入札説明書等に関する質問に対する回答公表 |
| | 10 月 12 日 | 入札説明書等に関する質問受付（第 2 回） |
| | ～ 26 日 | |
| 11 月 8 日 | 入札説明書等に関する質問に対する回答公表 | |
| 12 月 1 日 | 提案書の受付 | |
| ～ 2 日 | | |
| 12 月 3 日 | 開札 | |

| | | |
|---------|-------|--------------------------|
| 平成 17 年 | 2 月上旬 | 落札者の選定・公表 基本協定の締結 |
| | 3 月下旬 | 選定事業者の公示 選定事業者との本契約締結 |

なお、上記表内については、実施内容の関連性を踏まえて、時系列で記載していない箇所もある。

(3)応募手続き等

1) 実施方針の公表及び説明会

本学は、実施方針の公表後、本事業に対する民間事業者の参入促進に向け、実施方針に関する説明会を開催し、事業の内容、募集並びに選定に関する事項及び支援措置に関する事項等について、本学の考え方を提示する。

実施方針説明会は、以下の要領にて行う。

ア 日時及び場所

- ・開催日時：平成 16 年 4 月 8 日（木） 10 時から 2 時間程度
- ・開催場所：北海道大学 事務局 大会議室（新館 2 階）
札幌市北区北 8 条西 5 丁目

イ 当日連絡先

北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約掛
電話番号 011-706-2431（直通）

ウ 受付期限

平成 16 年 4 月 7 日（水）正午

エ 提出方法

実施方針説明会兼現地見学会参加申込書（様式 1）に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

- ・あて先 北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約掛
- ・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

2) 現地見学会

本学は、本施設について確認するための現地見学会を以下の要領にて行う。

ア 日時及び場所

- ・開催日時：平成 16 年 4 月 8 日（木） 14 時から 2 時間程度
- ・開催場所：北海道大学 農学部 1 階会議室
札幌市北区北 10 条西 10 丁目

イ 当日連絡先

北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約掛

電話番号 011-706-2431 (直通)

ウ 受付期限

平成 16 年 4 月 7 日 (水) 正午

エ 提出方法

実施方針説明会兼現地見学会参加申込書 (様式 1) に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

- ・あて先 北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約掛
- ・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

3) 実施方針に関する質問受付、質問に対する質問回答公表

本学は、実施方針に記載の内容に関して質疑応答を以下の要領にて行う。

ア 受付期間

平成 16 年 4 月 9 日 (金) ~ 4 月 30 日 (金) 正午

イ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書 (様式 2) に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

- ・あて先 北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約掛
- ・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

ウ 回答

平成 16 年 5 月 31 日 (月) までに回答を公表する。

4) 実施方針に対する意見受付、意見等に対するヒアリング

本学は、実施方針に対する意見及び具体的な提案を以下の要領にて受け付ける。

ア 受付期間

平成 16 年 4 月 9 日 (金) ~ 4 月 30 日 (金) 正午

イ 提出方法

意見や具体的提案の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する意見書 (様式 3) に記入の上、原則として電子メールに添付してファイルを提出すること。

- ・あて先 北海道大学 施設部 施設企画課 保全契約掛
- ・電子メールアドレス pfi@facility.hokudai.ac.jp

ウ 公表

提出のあった意見・提案は、原則として公開・公表する。

エ ヒアリング

提出のあった意見・提案等のうち、本学が必要と判断したものについては、ヒアリング等を実

施することも予定している。

5) 特定事業の選定

本学は、実施方針に対する意見等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施すべきか否かを評価し、PFI 事業として実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

6) 入札公告及び入札説明書等の公表

本学は、本事業を特定事業として選定した場合、本事業の入札公告を官報等に掲載するとともに、実施方針に対する民間事業者からの意見等を踏まえた入札説明書等(入札公告、要求水準書、事業契約書(案)、事業者選定基準等)を公表する。

7) 入札説明書等に関する質問受付、質問に対する回答公表

本学は、本事業に応募を予定する者と、入札説明書等に記載の内容について質疑応答を行うものとする。具体的な日程は入札説明書にて提示する。

8) 参加表明、競争参加資格確認申請の受付、競争参加資格確認通知の発送

本学は、本事業に応募を予定する者に対して、参加表明書及び競争参加資格確認に必要な書類(以下「参加表明書等」という。)の提出を求めるものとする。競争参加資格審査の結果は参加表明書等を提出した者に通知する。

なお、参加表明書等の提出方法・時期・書類の詳細等については、入札説明書にて提示する。

9) 提案書の受付

本学は、競争参加資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求めるものとする。また、提案書の審査にあたって、本学が必要であると判断した場合には、応募者に対して個別にヒアリングを行うことも予定している。

なお、提案書の提出方法・時期、提案に必要な書類の詳細等については入札説明書等により提示する。

10) 落札者の選定

本学は、提案書の審査により落札者を選定し、応募者に通知する。

11) 基本協定の締結

本学は、選定事業者との事業契約締結に先立って、事業に係る基本協定を選定事業者と締結する。

12) 選定事業者の公示、選定事業者との契約の締結

本学は、正式に落札者を選定事業者として決定し、官報等により公示し、選定事業者と事業契約を締結する。

(4) 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の参加要件等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループの構成員のいずれも、以下の要件を満たすこと。

ただし、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）は、応募者となることできない。

また、応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）についても、参加表明書等の提出時に協力会社として明記し、以下の要件を満たすこと。

なお、応募グループで申し込む場合には、参加表明書等の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続きを行うこと。

ア 国立大学法人北海道大学契約事務取扱規程（以下「規程」という。）第4条及び第5条の規定に該当しない者であり、かつ規程第6条に規定する資格を有する者であること。

イ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続き開始の申立をしていない者で、かつ民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者であること。申立をした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に本学において、一般競争参加資格者の資格を有する者であること。

なお、文部科学省において一般競争参加資格者の資格を有した者は、本学の資格を有した者と見なす。

ウ 参加表明書等の提出期限から落札者の選定が終了するまでの期間に、本学契約担当役から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成6年5月17日付け文指第83号文教施設部長通知）に基づく指名停止措置、または「契約事務の適正な執行について」（平成13年1月6日付け12文科会第108号会計課長通知）別添四記第7物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づく取引停止措置を受けている期間中でないこと。

エ 本事業の業務に関わっている者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

本事業に関わっている者は、みずほ総合研究所株式会社（東京都千代田区）、株式会社

佐藤総合計画（東京都墨田区）、三井安田法律事務所（東京都港区）である。

- オ 最近1年間の国税（法人税等）を滞納していない者。
- カ 一応募者の構成員及び協力会社のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力会社として参加していないこと。
- キ 学識経験者及び大学職員で構成する「北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業に係る提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

2) 応募者の構成員等の資格等要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社並びにそれぞれの協力会社（以下「応募企業等」という。）のうち、設計、改修及び維持管理の各業務に当たる者（落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれア、イ及びウの要件を満たすこと。

なお、ア、イ及びウのうち、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができる。ただし、工事監理業務と改修業務については兼務することはできない。また、資本面若しくは人事面において関連がある場合も同様とする。工事監理に当たる者の要件はエに示したとおりとする。

ア 設計に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ただし、複数で当たる場合には、少なくともそのうちの1者が次の要件を満たせばよいものとする。

文部科学省において、平成15、16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として認定されている者であること。

経営状況が健全であること。

不正又は不誠実な行為がないこと。

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

平成6年度以降に、本事業と同種業務の建物の設計実績があること。同種業務の具体的要件は入札説明書において示す。

イ 改修に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ただし、下に示す各工種の改修を複数で当たる場合には、少なくともそのうちの1者が満たせばよいものとする。

改修に当たる応募企業等（特定JVを含む。）は、本学において一般競争参加資格者の資格を有し、各工種において本学が定めるところにより算定した点数が次の点以上であること。なお、文部科学省において一般競争参加資格者の資格を有した応募企業等は、本学の資格を有した者と見なす。したがって、各工種において文部科学省が定めた「一般競争参加者の資格」第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定

通知書の記2の点数)は、本学が算定した点数とみなす。

| | |
|--------|--------|
| 建築一式工事 | 1,250点 |
| 電気工事 | 950点 |
| 管工事 | 950点 |

複数の工種を同一の企業が実施することは、差し支えない。

提案内容に対応する建設業法(昭和22年法律第100号)の許可業種につき許可を有して営業年数が3年以上である者であること。

平成6年度以降に、本事業と同種業務の建物の実績があること。なお、同種業務の具体的な要件は入札説明書において示す。

- ウ 各種の維持管理に当たる者は、役務等の種類毎に定められている次の要件を満たすこと。ただし、各種類別の維持管理を複数で当たる場合には、少なくともそのうちの1者が次の要件を満たせばよいものとする。

本学において、平成16年度に北海道地域の「役務等の提供」のA、B、又はCの等級に格付けされている者であること。

なお、文部科学省競争参加資格(全省庁統一規格)において、平成16年度に北海道地域の「役務等の提供」のA、B、又はCの等級に格付けされている者は、本学の資格を有しているものであると見なす。

請負を実施するに必要とする資格を有していることを証明した者であること。

平成6年度以降に、本事業と同種業務の維持管理業務実績を有すること。

- エ 工事監理に当たる者は、次の要件を満たすこと。

ただし、複数で当たる場合には、少なくともそのうちの1者が次の要件を満たせばよいものとする。

文部科学省において、平成15、16年度設計・コンサルティング業務に係る有資格者として認定されている者であること。

経営状況が健全であること。

不正又は不誠実な行為がないこと。

建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。

平成6年度以降に、本事業と同種業務の建物の工事監理実績があること。同種業務の具体的な要件は入札説明書において示す。

なお、参加表明書等により参加の意思を表明した応募者の構成員及び協力会社の変更は認めない。

ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本学と協議を行うこととする。

競争参加資格を有すると確認を受けた応募企業、あるいは応募グループの構成員又は協力会社のいずれかが、開札日において、上記1)及び本資格等要件を欠く場合には、競争参加資格がな

い者に該当するので、当該企業あるいは当該グループは、入札の参加は認められない。また、落札者については、事業契約締結までに上記 1) 及び本資格等要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

3) 競争参加資格確認基準日

競争資格確認基準日は参加表明書等の提出期限日とする。

(5) 審査及び選定に関する事項

1) 審査に関する基本的な考え方

ア 審査は、審査委員会にて行うものとし、審査委員会で定める事業者選定基準は、入札説明書と併せて公表する。

なお、審査委員会のメンバーは、入札公告時に公表する。

イ 審査委員会において、建築計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等の各面から総合的に提案の審査を行い最も優れた提案を行った応募者を選定する。

ウ 審査委員会において、最も優れた提案を行った応募者を選定するまでの間に応募企業等が規程第 4 条及び第 5 条の規定に基づく応募者の制限又は本学の指名停止措置を受けた場合には、選定しない。

2) 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

ア 資格審査

- ・ 応募者の備えるべき参加資格要件の具備の有無
- ・ 本業と同種業務の設計、施工及び維持管理に関する経験等

イ 提案審査

- ・ 入札価格
- ・ 事業者選定基準に基づく、建築計画、事業計画、維持管理計画、資金計画等の総合的な提案内容

3) 事業者の選定

本学は、審査委員会において最も優れた提案をしたと認められた応募者を落札者とし、事業契約書（案）に基づき、契約手続きを行う。

(6) 審査結果及び評価の公表方法

審査の結果は、公表する。

(7)提出書類の取扱い

1) 著作権

応募者から提出された資料の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、本事業において公表及びその他本学が必要と認める時には、本学は、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者から提出された資料については、本事業の公表以外には応募者に無断で使用しない。

2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

(8)特別目的会社の設立等

応募者は、本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合は、本事業を実施する商法(明治 32 年法律第 48 号)に定める株式会社として特別目的会社(以下「SPC」という。)を設立する。

応募企業又は応募グループの構成員は、当該会社に対して必ず出資するものとし、その出資比率の合計は、全体の 50%を超えるものとする。

なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、本学の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

3.選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1)予想される責任及びリスクの分類と官民間での分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、本学が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本学が責任を負うものと

する。

2) 予想されるリスクと責任分担

本学と選定事業者の責任分担は、原則として添付資料1「リスク分担表」によることとし、意見招請の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書の公表時において明らかにする。

ただし、選定事業者が責任を負うべきとしたリスクで本学が責任を負うべき合理的な理由があるもの及び現段階で分担が決定されていないものについては、民間事業者等からの発案、意見等により、入札公告までに分担の変更又は分担の決定を行うことがあり、入札説明書の公表時において明らかにする。

(2)提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準については、要求水準書として、入札説明書と合せて提示する。

(3)選定事業者の責任の履行に関する事項

選定事業者は、事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意をもって責任を履行する。

なお、事業契約締結にあたっては、契約の履行を確保するために、以下のいずれかの方法による事業契約の保証を行うことを想定している。

- ア 契約保証金の納付
- イ 国債証券等の提供など契約保証金の納付に代わる措置
- ウ 履行保証保険付保等による保証措置(契約締結から改修工事完成までの期間を想定)

(4)本学による事業の実施状況の監視

1) モニタリングの実施

本学は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、事業契約書及び要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否かを確認すべく、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

2) モニタリングの時期

ア 実施設計時

本学は、選定事業者によって行われた設計が本学の要求した性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 工事施工時

選定事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を設置し、工事監理を行い、定期的に本学から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、本学が要請した場合には、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行う。

ウ 工事完成時

選定事業者は、施工記録を用意して、現場で本学の確認を受ける。この際、本学は、施設の状態が事業契約書及び要求水準書において定められた水準を満たしているか否かについて確認を行う。確認の結果、事業契約書及び要求水準書において定められた水準を満たしていない場合には、本学は、補修又は改造を求めることができる。

エ 施設供用開始後（維持管理段階）

本学は、維持管理段階において、定期的に業務の実施状況を確認する。

オ 財務の状況に関するモニタリング

選定事業者は、毎年度、公認会計士による監査を経た財務の状況について、本学に報告しなければならない。

カ 事業契約終了時

本学は、事業期間終了にあたり、本施設の維持管理の状況等について検査する。

なお、その状況が事業契約書及び要求水準書で定めた条件に適合しない場合は、補修を求める。

3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において公表する。

4) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用は、本学の負担とする。

5) 選定事業者に対する支払額の減額等

本学は、モニタリングの結果、事業契約書及び要求水準書に定められた要求水準が満たされていない場合には、選定事業者に対して支払額を減額する。減額の考え方については、入札説明書等にて提示する。

4.立地並びに規模及び配置に関する事項

(1)施設の立地条件

1) 地区地番

札幌市北区北10条西10丁目（北海道大学札幌1団地構内）

2) 敷地面積

札幌1団地全体：1,066,388 m²・本施設敷地：59,713 m²

3) 地域・地区等

- ・第一種住居地域
- ・都市計画「市街化」区域
- ・建ぺい率：60%以下
- ・容積率：200%以下
- ・壁面後退距離：適用なし
- ・建築物の高さの最高限度：適用なし

(2)施設の規模等

1) 施設機能

教育研究施設（農学研究科）

2) 施設規模

延床面積：27,200 m²

3) 諸室概要（現在のもの）

| 区 分 | 室 名 | 等 |
|--------|---------------|-------------------------------|
| ・農学研究系 | 計 199 室 | 8,713 m ² 程度 |
| | 実験室 | 62 室 2,225 m ² 程度 |
| | 実験研究室 | 60 室 3,309 m ² 程度 |
| | 共有実験室 | 35 室 1,754 m ² 程度 |
| | 演習・ゼミ室 | 12 室 469 m ² 程度 |
| | その他上記に付随する諸室等 | 30 室 956 m ² 程度 |
| ・居室 | 計 168 室 | 5,290 m ² 程度 |
| | 教官室 | 105 室 3,107 m ² 程度 |
| | 院生室 | 51 室 1,786 m ² 程度 |
| | 学部生室 | 12 室 397 m ² 程度 |
| ・共用 | 計 91 室 | 5,882 m ² 程度 |
| | 図書室 | 12 室 1,030 m ² 程度 |
| | 講義室 | 17 室 1,719 m ² 程度 |
| | 事務室 | 9 室 484 m ² 程度 |

| | | | |
|----------|---------------|------|-------------------------|
| | 資料室 | 22 室 | 728 m ² 程度 |
| | 管理 | 6 室 | 918 m ² 程度 |
| | その他上記に付随する諸室等 | 25 室 | 1,003 m ² 程度 |
| ・廊下・手洗い等 | | | 7,315 m ² 程度 |

4) その他

本施設正面部は、昭和 10 年に本学の中心施設として建設されたもので、建築後約 70 年を経過しており、外観や一部居室に創設時の面影を残し、歴史性を有している。その後、増築を重ねられてきた本施設は、現在も本学のシンボルとして学内外から親しまれている。本学としては、これらの歴史性等を踏まえて、本事業を実施する。

なお、改修における具体的な方針、提案に対する評価方針などは、入札説明書等で示す予定である。

(3)土地の取得等に関する事項

選定事業者は、本学が所有している土地のうち、改修及び維持管理に必要な範囲を原則として無償で使用することができる。

5.事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本学と選定事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6.事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置を取るものとする。

(1)選定事業者に債務不履行の懸念が生じた場合

本学は、事業契約書の定めに従い、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができる。

なお、その他の対応方法については、事業契約書にて規定する。

(2)その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書中に定めるその事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

(3)金融機関（金融機関団）と本学との協議

本学は、事業の継続性をできる限り確保する目的で、選定事業者に対し融資を行う金融機関（金融機関団）と直接協定を締結し、当該金融機関（金融機関団）と協議を行うことがある。

7.法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

(1)法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では本事業に関する法制上及び税制上の措置等は、想定していない。

(2)財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業は、日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資（無利子融資、低利子融資）の対象事業である。応募者は、当該融資を利用することを前提として提案することは可能であるが、自らのリスクでその活用を行うこととし、本学は、同行からの調達の可否による条件変更は行わない。

なお、当該融資制度の趣旨は、民間事業者の提案喚起及び選定事業の安定性向上にあることから、当該融資を提案に織り込む場合には、民間金融機関と同様の金利を前提とすることとしているので、この点に留意して入札提案を行うこと。

また、当該融資制度の詳細、条件等については、応募しようとする者が直接同行に問い合わせを行うこと。

(3)その他の支援に関する事項

その他の支援については、以下のとおりとする。

- 1) 本学は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力を行う。
- 2) 関係法令の改正等によりその他の支援が適用される可能性がある場合には、本学と選定事業者で協議を行う。

8.その他特定事業の実施に関し必要な事項

(1)情報公開及び情報提供

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、情報公開請求があれば、同法の規定に基づいて、情報を公開する。

また、本事業に関する情報の提供は、適宜、本学施設部ホームページ及び文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室ホームページ等を通じて行う。

(2)入札に伴う費用負担

応募者の入札にかかる費用については、すべて応募者の負担とする。

実施方針等に関する問い合わせ先：

北海道大学施設部施設企画課保全契約掛

住 所 札幌市北区北八条西5丁目

T E L 011-706-2431

E-mail pfi@facility.hokudai.ac.jp

添付資料

添付資料1 リスク分担表

添付資料2 現況図(概要版)

様式

様式1 実施方針説明会兼現地見学会参加申込書

様式2 実施方針に関する質問書

様式3 実施方針に関する意見書

